

## 年金制度における課題

本 沢 巳代子

### 1 年金制度の歴史的展開<sup>1)</sup>

ドイツの年金制度は、周知のごとく、ドイツ帝国の近代化と強化を目指した鉄血宰相ビスマルクが、19世紀末につくり上げた社会保険体系の一つとして、1889年に誕生したものである。当初は、労働者と一部職員を対象とする老齢と廃疾 (Invalidität) のための年金制度であったが、1900年の改革によって被保険者の範囲が拡大され、1908年には、当時の労働世代総人口約6,300万人のうち、すでに1,500万人以上が被保険者となっていた。

その後、医療保険・災害保険・年金保険に関する法律を一本化することが試みられ、その結果、1911年には労働者 (Arbeiter) を対象とするライヒ保険法 (Reichsversicherungsordnung)、1913年には職員 (Angestellte) を対象とする職員保険法 (Angestelltenversicherungsgesetz) が制定された。さらに、ライヒ保険法と職員保険法の適用により異なる取扱いを受けていた鉱業被用者 (被用者 (Arbeitnehmer) とは、労働者と職員を含む概念) のために、1923年にはライヒ鉱業被用者保険法 (Reichsknappschaftsgesetz) が制定された (ただし、医療保険と年金保険のみを内容とし、災害保険を含まない)。

この頃、ドイツの年金制度は、大きな試練

をくぐりぬけている。すなわち、第1次大戦 (1914年～1918年) とそれに伴うインフレによって、年金財政が危機にひんしたのである。しかし、賦課方式による新たな準備金の構築によって、この危機を脱している。その後、ナチスの時代には、民族主義の理念のもと、国家によるドイツ国民の老齢保障のため、保険制度を一本化することが試みられたが、結果的には年金制度の基本的変更はなかった。もっとも、この時代には年金財政の健全化が試みられており、その一つとして、今日まで通用している社会保険料の給与からの天引き制度が導入されている。

このような発展過程を経てきたドイツの年金制度は、第2次大戦後、1948年9月にドイツが東西に分割された後も、西ドイツでは基本的にそのまま維持されていた。その後、1957年に行われた第1次年金改革によって、従来の年金制度は抜本的に改正され、現在の年金制度の枠組みが確立された。さらに、それまで単に生存を保障する程度にとどまっていた年金水準も、大幅に引き上げられた。これに対し、東ドイツでは、東西分割に先立つ1947年には、ソ連占領軍の命令に従って、統一的社会保険制度の確立と労働組合による民主的運営を目指す社会義務保険令 (Verordnung über die Sozialpflichtversicherung) が出されている。その後、1956年の労働者・職員社会保険令 (Verordnung über

die Sozialversicherung) によって、全国的統一組織である自由ドイツ労働組合同盟の管轄のもと、社会保険の管理・運営が被保険者の自治に任されることになった。この労働組合による社会保険の自主管理の原則は、1977年の労働者・職員の社会義務保険令 (Verordnung zur Sozialpflichtversicherung der Arbeiter und Angestellten) にも受け継がれ、1990年に東西ドイツが再統一されるまで、東ドイツの社会保険制度の基本原則とされていた。

## 2 統一前の東ドイツの年金制度<sup>2)</sup>

東ドイツでは、1949年に施行されたドイツ民主共和国憲法において、被保険者の自治にもとづく統一的・包括的社会保険制度の構築が、社会主義国家建設のための課題の一つとされた。また、その後に制定され、1990年10月3日の再統一まで効力を有していた1968年の憲法は、より具体的に、市民の健康と労働力の保護 (Schutz) を求める権利 (憲法35条1項) および老齢と廃疾の場合に社会の救護 (Fürsorge) を求める権利 (同36条1項) を規定した。そして、後者の権利保障については、老齢および労働不能となった市民に対する金銭上・生活上の給付 (Versorgung und Betreuung) によって行われるとした (同36条2項)。

年金保険の制度は2つに分れていた。自由ドイツ労働組合同盟が管理する労働者・職員社会保険 (Sozialversicherung der Arbeiter und Angestellten) と国が保険者である社会保険 (Sozialversicherung bei der Staatlichen Versicherung der DDR) がそれである。統一前には、東ドイツに居住する者の約91%が前者、約9%が後者により保障されていた<sup>3)</sup>。強制加入

の被保険者の範囲は、労働者・職員保険では、すべての労働者および職員であり、官吏をはじめとする公務に従事する者も原則としてすべて含まれる。後者の国の保険は、産業共同組合の組合員、商工業者、自由業者、その他の自営業者を対象としたものであり、手工業者や芸術家なども被保険者となる。これらの者は、生徒や学生も含め、すべて保険加入義務を負っている。保険義務を免除されるのは、月間総賃金 (Bruttoverdienst) が75マルクに満たない者だけである。この2つの保険制度は、いずれも医療・災害・年金保険を含む包括的なものであり、基本的な保障のほかに、月間所得が600マルクを超える者のために1971年に導入された任意付加保険により、付加的な保障も行っている (自営業者についてだけ月間所得1,200マルクの保険料算定限度額 (Beitragsbemessungsgrenze) が定められている)。社会保険の費用は、いずれの保険の場合にも、所得活動従事者の保険料 (10%) と事業主の保険料 (12.5%) および国家補助 (Staatszuschüsse) によりまかなわれている。ただし、事業主のいない自営業者については、保険料率は20%とされている (1か月最高120マルクの義務保険料になる)。被保険者本人の義務保険料の算定限度額は長年据え置かれており、月間所得額600マルクとされている。なお、この限度額600マルクを超える収入のある者は、支払った保険料に比例して年金額が増加する任意付加年金保険 (freiwillige Zusatzrentenversicherung) に加入することができる。

年金保険給付には、老齢年金、廃疾年金、廃疾老齢年金、寡婦 (かん夫) 年金、遺児年金などがある (表1参照)。1979年の年金令 (Rentenverordnung) によれば、老齢年金の支給要件は、男性65歳、女性60歳の到達および15年の

表1 東ドイツの年金制度

扶助形態	保険料	年金の種類	件数 (1,000件)		平均額 (マルク)	
			1988年	1989年	1988年	1989年
労働者・職員保険	10%	老齢年金	1832.9	1833.1	380.94	446.62
		(+任意保険)	688.8	744.2	481.56	555.42
		廃疾年金	268.3	279.5	403.84	481.68
		(+任意保険)	126.6	138.7	550.51	636.12
		廃疾老齢年金	332.8	328.3	366.63	434.12
		(+任意保険)	83.9	93.6	494.57	566.66
		寡婦(かん夫)年金	69.6	62.9	347.08	387.04
(+任意保険)	16.5	18.6	406.95	478.84		
国家保険 (SV)	10%	老齢年金	327.7	325.0	363.00	426.88
		(+任意保険)	98.7	106.7	446.52	520.13
		廃疾年金	36.2	37.4	405.70	486.93
		(+任意保険)	22.1	24.1	519.52	605.38
		廃疾老齢年金	82.2	79.3	355.20	420.10
		(+任意保険)	14.4	16.1	458.49	536.82
		寡婦(かん夫)年金	9.3	8.3	301.07	331.74
(+任意保険)	0.5	0.6	357.70	389.29		
インテリ老齢扶助	教師・大学教員の義務保険料 0 医師の義務保険料 0~1500マルク		約 110		SV 年金額+507.00	
国家機関 (Staatsapparat)	国鉄職員・郵便局員・警察官等 義務保険料 5%		約 70 そのうちの 60		SV 年金額+210.00	
軍関係機関	総所得の10%		約 80 そのうちの 70		約 1,000	

出所：Klaus-Peter Schwitzer, *Die Lebenssituation der älteren und alten Generation in der DDR und deren Bedarf bei Aufgabe der Preissubventionen*, Sozialer Fortschritt 6/1990, S. 126 ; *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, S. 384

資格期間の充足である。廃疾年金は、精神的・肉体的損害により賃金が3分の2以上減少した場合、または月収が最低総賃金を下回る場合に、5年以上の義務保険期間を充足したときに支給される。寡婦(かん夫)年金は、寡婦またはかん夫が廃疾となり、または老齢年金の受給年齢に達した場合、あるいは寡婦が3歳未満の子1人または8歳未満の子2人をもつ場合に、死亡した者が主たる家計支持者であったこと、および死亡した時に死亡した者が老齢・廃疾・戦争補償年金の受給要件を満たしていたことを要件として支給される(これらの要件を満たしてい

れば、寡婦(かん夫)が廃疾・老齢要件を満たしていない場合にも、経過的遺族年金が支給される)。老齢年金と廃疾年金の額は、保険義務の対象となる月収の最近20年間の平均額、義務保険年数、支払われた任意年金の保険料に従って算定される。寡婦(かん夫)年金の額は、死亡した者の年金額の60%である。これらの年金額には、西ドイツと異なり、最低保障額が設定されている。その額は、老齢年金と廃疾年金については、保険年数に応じて300マルク(保険期間15年未満)から370マルク(保険期間45年、5人以上の子供を産んだ母親については15年)、

表2 東ドイツの平均賃金と老齢年金（マルク）

年	平均賃金月額		平均老齢年金月額（含廃疾老齢年金）	
	総所得	純所得	強制保険給付（対純所得）	含任意保険給付（対純所得）
1960	558	438	148(33.8%)	-
1970	762	573	188(32.8%)	-
1980	1030	781	334(42.8%)	443(56.6%)
1988	1280	975	376(38.6%)	479(49.1%)
1989	1311	999	約450(45.0%)	約550(55.1%)

注：1989年の保険給付月額はいずれも推計値。

出所：Schwitzer, a. a. O. (表1に同じ), Sozialer Fortschritt 6/1990, S. 126

寡婦年金については300マルクであったが、1989年に引き上げられて330マルクとなった。また、年金の最高額も設定されており（保険期間50年で算入可能月収600マルク）、その額は、1989年までは440マルクとされていた。これに付加給付として、固有の年金請求権のない所得不能の配偶者のために150マルク、教育をうけている子のために1人当たり50マルクが支給される。この最高額も、1989年にやはり510マルクに引き上げられている。これらの年金額は、西ドイツのように物価スライドはせず、3年から5年ごとに調整されている。なお、労働者・職員保険の支給する平均老齢年金月額、およびその平均賃金・俸給月額に対する割合は、表2のようになっている。

これら2つの保険制度のほか、鉄道・郵便・警察の任務につく者、医師・歯科医・その他インテリ層に属する者（選ばれた学者・芸術家・技術者）など一定の職種に属する者については特別扶助制度が用意されており、有利な給付が行われている（表1参照）。企業年金（Betriebsrenten）は、最も重要な国営企業および共同組合にのみ存するが、しかしのその年金額は、最高でも30ないし50マルクとごく僅かである。そのため、1974年には、企業戦士グルー

プ（Betriebs-Kampfgruppe）に属する25年以上勤続の労働者のために、特別な老齢・廃疾年金が給付されるようになった（月額で被保険者100マルク、寡婦60マルク）。

### 3 統一前の西ドイツの年金制度<sup>4)</sup>

ボン基本法によれば、国は、社会的法治国家（ein sozialer Rechtsstaat）として、個人の自由を実現し保障するために必要な社会的条件を整えるよう努めるべき任務を負っている（基本法20条1項、28条1項1文）。この社会国家原理（Sozialstaatsprinzip）にもとづいて、社会的正義（Gerechtigkeit）と社会的保障（Sicherheit）を実現するため、①人間に価する生存を保障すること、②個人の自由な発展のために平等な前提条件を整備すること、③自助を支援することによって特別な生活上の困難を予防ないし調整することなどが必要であるとする（社会法典1巻1条）。具体的に、年金保険は、①被保険者の所得能力の維持、改善、回復、②被保険者に対する職業不能または所得不能年金の支給、③死亡した被保険者の遺族に対する年金の支給、④被保険者全体に占める健康な者の割合を引き上げるための措置の促進、⑤被保険者および年

全 就 業 者							
民 間 部 門					公 共 部 門		
自 営 業 者 等				被 用 者			官 吏
農業者	専門的 職業者	手工 業者	芸術家	その他の 自営業者	鉱山労働者・ 職員	一般 労働者・職員	
農業者 老齢扶 助	専門的 職業者 団体の 年金制 度	公 的 年 金 制 度					官 吏 恩 給 制 度
		手工業 者年金 保険 (法定 制度に 属す)	芸術家 社会保 険	強制又は 任意加入	鉱山従業員 年金 (公的年金制 度の一部)	被用者年金制度 (鉱山労働者・ 職員を除く)	

図1 ドイツ連邦共和国における職能別老齢年金の種類

金受給者に対する説明および情報提供を行うとしている（ライヒ保険法1226条，職員保険法1条参照）。

西ドイツの年金制度は単一ではなく，その歴史的発展の経緯を反映して，職業別・階層別に分かれている。図1は，西ドイツにおける年金保険制度の体系を示している。これらの制度のうち，労働者および職員が全被用者の8割以上を占めている関係上，労働者年金保険および職員年金保険が，主たる法定年金制度ということになる。したがって，以下では専らこの2つの制度についてのみ概観していくことにする。

強制加入の被保険者の範囲は，官吏を除くすべての被用者，その見習または職業訓練を受けている者で報酬を受けている者，その他同様の保護を必要とする自営業者，兵役に服する者などである。これら強制加入の被保険者の範囲に属する者は，法律上当然に強制加入の義務を負うことになるが，しかし，週労働時間が15時間未満で，労働収入が標準報酬額（Bezugsgröße）の7分の1（月額470マルク）に達しない者，あるいは1年間に2か月以下または労働日50日以下しか働いていない者については，強制加

入の義務は免除される。また，1986年からは，生後1歳までの子を専らまたは主として養育する父母の一方は，子1人につき1年間義務保険料を納付したものと取り扱われることになり，その間は労働関係の有無とは係わりなく強制加入期間となる<sup>5)</sup>。このほか，使用者の申請による強制加入や個人の申請による任意加入の制度もある。年金保険の費用は，被保険者と使用者が支払う保険料（保険料率18.7%），および連邦補助金（Bundeszuschüsse）によってまかなわれており，その財政方式は，賦課方式（Umlageverfahren）によっている。

年金保険給付には，①リハビリテーションのための医療・職業促進・所得補充給付，②職業不能年金（Berufsunfähigkeitsrente），③所得不能年金（Erwerbsunfähigkeitsrente），④老齢退職年金（Altersruhegeld），⑤遺族年金（Hinterbliebenenrente）がある。いずれの給付についても，一定の資格期間（Wartezeit）の充足が，年金受給のための前提要件とされている。職業不能年金は，疾病・傷害・心身耗弱のために，類似の教育を受け，同等の知識と能力をもつ健常者の半以下に所得能力が低下した被保

表3 西ドイツの平均年金支給月額（マルク）

年	労働者年金保険			職員年金保険		
	被保険者年金	寡婦年金	遺児年金	被保険者年金	寡婦年金	遺児年金
1985	798	687	244	1163	952	269
1986	821	707	247	1187	978	272
1987	842	727	250	1210	1002	275
1988	871	752	254	1245	1033	280
1989	890	763	257	1274	1057	283
1990	917	784	259	1304	1082	286

注：被保険者年金には、職業不能年金・所得不能年金・老齢退職年金が含まれる。

出所：Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 423

険者に対して、一定の資格期間（通常は、保険事故発生までの保険期間5年）を要件として支給される。また、所得不能年金は、疾病・傷害・心身耗弱のために、定期的に所得活動を営めなかったり、所得活動により僅少な所得しか得られない被保険者に対して、一定の資格期間（通常は、保険事故発生までの保険期間5年）を要件として支給される。老齢退職年金は、通常の退職年齢である65歳に達した被保険者に対して、5年の資格期間を要件として支給される。また、すべての被保険者は63歳、重度障害者は60歳に達すれば、申し立てにより老齢退職年金を受給することができる。女性については、一般的な資格期間を充足し、かつ最近20年間に年金保険義務のある仕事に従事してきた場合には、60歳に達すれば、申し立てにより老齢退職年金の繰り上げ支給を受けることができる。遺族年金は、被保険者年金の受給権を有していた者または職業不能年金の資格期間を満たしていた者が死亡した場合に、その遺族である寡婦・かん夫・離婚配偶者・遺児に対して支給される。寡婦およびかん夫年金は、一定の所得制限のもと、固有の年金と併給できるものとされている<sup>6)</sup>。これらの年金の具体的な価額は、全被保険者の平均総労働報酬額を一般算定基礎 (all-

gemeine Bemessungsgrundlage) とし、これに個人算定基礎率（個々の被保険者の総労働報酬の全被保険者の平均総労働報酬に占める割合の平均値）を掛けて、これに被保険者の算入可能な保険年数（保険期間・脱落期間・加算期間を含む）と各年の増加率 (Steigerungssatz) を掛け合わせて、算出することになる。ちなみに、最近5年間に支給された年金の平均月額は、表3のようになっている。

#### 4 ドイツ統一と東ドイツの年金制度

##### (1) 1990年7月1日の通貨同盟成立

このように、従来の東ドイツの年金制度と西ドイツの年金制度は、その組織面でも、費用や給付の面でも、比較することができないほどに異なっていた。それゆえ、ドイツ統一にあたっては、現実的な解決策として、西ドイツの社会保険制度が東ドイツに適用されることになった。1990年5月18日に東ドイツと西ドイツの間で締結された国家条約にも、それを予定した規定が含まれていた<sup>7)</sup>。この国家条約に従って制定された東ドイツの社会保険に関する法律によれば、1990年7月1日からとりあえず1990年末日までの期間のための暫定的な解決策として、国家が

公法上の法人として自主管理権をもつ唯一の保険者になるものとされた。すなわち、1991年またはその後の時点に、東ドイツの社会保険は、西ドイツの社会保険と全く同じような組織になるとされたのである。それにともなって、被用者や自営業者のための社会保険給付よりも、はるかに有利な給付を行ってきた一定の職種に属する者のための特別扶助制度は廃止され、その不当に高い給付は引き下げられることになった。

強制加入の被保険者の範囲は、原則的には、従来どおりすべての被用者および自営業者である。このほか、新たに失業者も、西ドイツにおけると同様に、強制加入義務を負うことになる。強制加入義務の免除についても、西ドイツにおけると同様に、週労働時間が15時間未満で、労働収入が標準報酬額の7分の1（200マルク）に達していない場合、あるいは1年間に2か月または労働日50日以下しか働いていない場合、ボランティアなど職業として従事していない場合であることを条件とした。また、自営業者も、一定の要件を満たせば、保険義務を負わなくても良いようになった。なお、住所または居所を東ドイツに有する者は、加入義務がなくても、年金保険に任意に加入することができる。

社会保険の費用は、1990年7月1日からは、西ドイツにおけると同様に、被保険者と使用者の負担する保険料によってまかなわれることになった。ただし、年金保険については、引き続き国家が補助金を支払うものとされた。その補助金の額は、1990年については収支の差額分、1991年以降については年金支出額の18.8%である。保険料率については、西ドイツで適用されている保険料率（18.7%）が、1990年7月1日から適用される。保険料算定の基礎となる労働収入についても、最高限度額が定められた

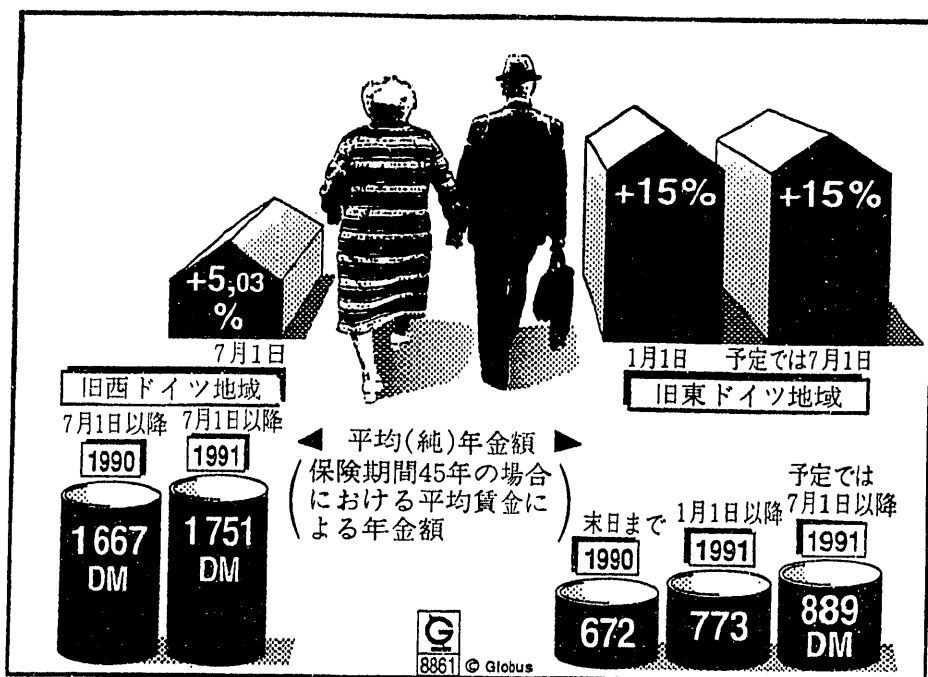
（2,700マルク）。なお、月間総労働収入が800マルク未満の被用者について保険料負担を軽減するため、1990年7月1日から1990年末日までの期間は、使用者による一定額の補助金（600マルク未満は30マルク、600マルク以上700マルク未満は20マルク、700マルク以上800マルク未満は10マルク）が支払われることになった（使用者は、申し立てにより、この補助金の支払いを国庫から受けることができる）。

なお、年金給付の支給については、1990年6月30日の時点に存在する諸規定は、そのまま効果をもち続けるとされたから、現存する諸給付は拡大も縮小もされないことになる。

## (2) 1990年10月3日のドイツ統一

1990年8月31日に東西ドイツの間で締結された統一条約 (Einigungsvertrag) は、92年年金改革法 (Rentenreformgesetz '92) によって改正された新年金制度を、1992年、ドイツ全域に同時に導入することを定めている<sup>8)</sup>。しかし、それまでの期間については、暫定的にはあるが、旧東西ドイツ地域それぞれに異なる年金制度の存在を認めざるを得ない。年金計算や遺族年金権など暫定措置の詳細は、1991年上半期に連邦法によって定められるものとされていたが、それによれば、旧東ドイツ地域の老齢年金は順次15%ずつ引き上げられ、旧西ドイツ地域における年金水準との格差を是正していくことになっている (図2参照)。しかし、西側なみになった物価の中で生活していかなければならなくなった年金生活者の生活は苦しく、今年になってから老人の自殺が増加してきている<sup>9)</sup>。

旧東ドイツ地域の年金保険の組織は、すでに1991年1月1日から旧西ドイツ地域にならった組織作りが進められており、旧東ドイツ地域の



出所：Süddeutsche Zeitung, 4. April 1991.

図2 ドイツ連邦共和国における年金額の引上げ(1990～1991年)

各州には州保険事務所 (Landesversicherungsanstalten) が設置されている。さらに、連邦職員保険機関や連邦手工業者組合、その他の連邦単位で活動している保険者は、その管轄権の及ぶ範囲を旧東ドイツ地域にも拡大している。そのさい、これまでの年金保険の保険者の有していた財産は、その解散と同時に、年金保険の新たな保険者に移転するものとされている。なお、通貨同盟のための国家条約で廃止を義務づけられた一定職種に属する者のための特別扶助制度の廃止期限は、統一条約において、1991年末日と定められるとともに、1990年10月3日以降は新規加入は許されないことになった。

最後に、年金保険の保険料に関連して、1991年1月1日から適用されている基準額や限度額を簡単に紹介しておくことにする。まず、法定年金保険における保険料算定の基礎となる総労働収入について定められた保険料算定限度額は、旧西ドイツ地域では月額で1990年度よりも200

表4 1991年度の年金保険料算定限度額 (マルク)

期間の単位	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
年	78,000.00	36,000.00
月	6,500.00	3,000.00
週	1,516.67	700.00
日	216.67	100.00

出所：Gustav Figge, *Beitrags- und versicherungsrechtliche Änderungen in der Sozialversicherung zum Jahreswechsel 1990/91*, Der Betriebe (DB) 1990, S. 2420

表5 使用者による年金保険料の被用者負担分の引受限度額 (マルク)

期間の単位	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
月	610.00	280.00
週	142.33	65.33
日	20.33	9.33

出所：Figge, a. a. O. (表4に同じ). DB 1990, S. 2421

マルク引き上げられて6,500マルク、旧東ドイツ地域では新たに月額3,000マルクと定められた(表4参照)。保険料率は、旧東西ドイツいずれの地域においても18.7%に据え置かれたか



ら、被用者と使用者が負担する保険料の最高月額額は、旧西ドイツ地域では1990年度よりも37.40マルク上がって、1215.50マルクになった。また、低所得者の保険料負担を軽減するために、法律により使用者が単独で保険料全額を負担すべきものとされており、そのさいの被用者の月間労働収入の限度額は、旧西ドイツ地域では月額610マルク、旧東ドイツ地域では月額280マルクとされた（表5参照）。この限度額を超える労働収入については、保険料は労使で半分ずつ負担されることになる。さらに、1989年の全被保険者の平均労働報酬にもとづいて算出された1991年度の標準報酬額（Bezugsgröße）は、

表6 1991年度の標準報酬額（マルク）

期間の単位	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
月	3,360.00	1,540.00
週	784.00	359.33
日	112.00	51.33

出所：Figge, a. a. O. (表4に同じ), DB 1990, S. 2423

表7 年金保険加入義務免除となる報酬限度額（マルク）

期間の単位	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
月	480.00	220.00
週	112.00	51.33
日	16.00	7.33

出所：Figge, a. a. O. (表4に同じ), DB 1990, S. 2423

旧西ドイツ地域では月額3,360マルク、旧東ドイツ地域では1,540マルクであるから（表6参照）、年金保険の加入義務が免除される被用者の最低収入限度額（標準報酬額の7分の1）は、それぞれ480マルクと220マルクになる（表7参照）。

## 5 1992年年金改革法とドイツ統一

旧西ドイツでは、1989年12月18日、保険原則に従った報酬比例年金制度を維持しつつ、年金水準の適性化と負担の適性化を図ることを目的とした92年年金改革法が公布され、その主たる部分は1992年1月1日から施行されることになっている。このような改革が行われたのは、平均余命の伸長、教育期間の長期化、早期退職者の増加、出生率の低下によって、将来における人口構造の変化（表8参照）、それにとまらう労働世代の負担割合の増大が生じると予想されたためである。具体的には、①老齢年金支給開始年齢の引上げと柔軟化、②部分年金・部分就労による段階的引退の可能性の提供、③保険料免除期間の取扱いの改善、④保険料納付済期間として算入される育児期間の1年から3年への延長、⑤保険に任意加入している介護期間の強制加入期間としての取扱い、⑥最低年金保障

表8 旧西ドイツの人口構造と将来推計（単位：1000人）

人 口	年							
	1960	1980	1990	1995	2000	2010	2020	2030
総人口	55,257	61,439	62,166	62,784	62,656	60,514	56,647	51,737
20歳未満の青少年人口	15,947	16,521	12,935	12,835	12,839	11,157	9,096	8,173
20歳以上60歳未満の労働可能人口	30,336	33,114	36,221	36,351	34,795	33,386	30,614	24,672
60歳以上の高齢者人口	8,974	11,804	13,010	13,598	15,022	15,971	16,937	18,892

出所：Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, *Rentenreform '92*, S. 182

表9 旧東ドイツの人口構造と将来推計 (単位: 1000人)

人 口	年	1950	1980	1989	1995	2000
総 人 口		18,388	16,740	16,434	15,603	15,182
15歳未満の児童人口		4,066	3,162	3,130	2,881	2,577
15歳以上女60歳・男65歳未満の労働可能人口		11,782	10,581	10,650	10,052	9,740
年金年齢人口 (女60歳・男65歳)		2,540	2,997	2,654	2,670	2,865

出所: Schwitzer, a. a. O. (表1に同じ), Sozialer Fortschritt, 6/1990, S. 125

のための措置の変更, ⑦保険料率の引上げ幅の抑制, 年金水準の固定化, 連邦補助金の増額による費用負担のあり方の改善などが行われた<sup>10)</sup>。

旧東ドイツでは, 旧西ドイツに比べて出生率は高く (従来の将来人口構造については, 表9参照), また女性や高齢者の労働力率<sup>11)</sup> も高かった。しかし, 東西ドイツの統一によって, こうした旧東ドイツ地域の状況にも変化が生じ, 東西でほとんど差がなくなるであろうと予測されている<sup>12)</sup>。したがって, 将来の年金財政の状態は, 統一によっても改善されることはない。むしろ, 統一によって, 東西ドイツの年金保険者間で財政面での平準化作業が1992年1月1日から始まり, 旧東ドイツ地域の年金財政上の赤字を西側が負担しなければならないことになり, 旧西ドイツの年金財政の負担はさらに増加するものと考えられている。このような財政的負担があるとしても, 年金制度に関する基本的な理念を維持し, 当面の困難さゆえにその長期的安定性と継続性が損なわれないようにしなくてはならない。しかし, ドイツ統一のコストは予想をはるかに上回る勢いで増えており, このような財政的負担の中で, 92年の年金改革が実効性あるものとなりうるのか, また旧東西ドイツ地域の年金の平準化がどのようにして図られていくのか, 今後の動向をさらに注視し

ていく必要がある。

## 注

- 1) ドイツの年金制度の歴史に関する日本語文献としては, 西ドイツについて, 実戸伴久「年金制度」, 社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』(東大出版・1989年) 108頁以下, 東ドイツについて, 見沢俊明『ドイツ民主共和国労働法の研究』(法律文化社・1978年) 171頁以下などがあるので, 詳しくはこれらの文献を参照されたい。
- 2) 1990年7月1日の通貨同盟成立前までの東ドイツの年金制度については, つぎの文献を参考とした: Thomas Ruf, *Soziale Sicherung in der DDR und in der Bundesrepublik Deutschland*, Die Sozialversicherung 5/1990, S. 113ff.
- 3) Heinz Schneider, *Die Sozialversicherung in der DDR ab 1. Juli 1990*, Die Sozialversicherung 9/1990, S. 221.
- 4) 西ドイツの年金制度については, 実戸氏の詳細な紹介がある (前掲注1参照) ので, 本稿では簡単に概略のみに触れるにとどめる。
- 5) 1986年の年金改革法により導入された育児期間の算入制度については, すでに紹介の筆をとったことがある (拙稿「西ドイツにおける女性の年金」季刊労働法 140号 152頁以下) ので, 本稿ではその詳細な紹介は省略する。
- 6) 1986年の年金改革法による遺族年金制度の改正については, すでに別稿において詳しく紹介したことがある (拙稿 (注5) 148頁以下)。
- 7) 通貨同盟成立後の東ドイツの年金制度については, つぎの文献を参考とした: Schneider, a. a.

- O. (Anm. 3) S. 221ff.; *Währungsunion und soziale Sicherung in der DDR*, BT-Drucks. 11/7021; *Gesetz zu dem Vertrag vom 18. Mai 1990 über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der BRD und DDR vom 25. Juni 1990*, BGBl. II S. 526 ff. Artikel 23.
- 8) 統一条約発効後の東ドイツの年金制度については、つぎの文献を参考とした：*Die arbeits- und sozialrechtlichen Regelungen des Einigungsvertrags -Eine Gesamtübersicht-*, Die Sozialversicherung 12/1990, S. 309ff.; Gustav Figge, *Beitrags- und versicherungsrechtliche Änderungen in der Sozialversicherung zum Jahreswechsel 1990/91*, Der Betriebe Heft 48, 1990, S. 2419ff.; *Einigungsvertrag*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1990, S. 278ff.
- 9) 今春、私が旧東ドイツ地域を訪れたさいに聞いた話では、石炭の急騰により冬を越せない老人達が暖をとるために、街の食堂やデパートに居間たむろしたりしていたそうである。なお、生活不安による自殺は老人ばかりでなく、母子家庭の母親にも増えているとのことであった。
- 10) 92年の年金改革法については、すでに紹介の筆をとったことがある（拙稿「ドイツにおける年金制度の改革」『週間社会保障』1622号（1991年）48頁以下）ので、本稿ではその紹介は省略した。また、同年金改革については、さらに詳細な紹介として、実戸伴久「西ドイツの1992年年金改革」『雇用と年金』8巻4号（1990年）24頁以下がある。
- 11) 年金年齢に達した高齢者の就業状況については、つぎの文献を参照されたい：Klaus-Peter Schwitzer, *Die Lebenssituation der älteren und alten Generation in der DDR und deren Bedarf bei Aufgabe der Preissubventionen*, Sozialer Fortschritt 6/1990, S. 128.
- 12) ブレーメン大学のシュメール教授が、今春（1991年3月5日）東京で行った講演のさいに示された見解である。現に、今春私が訪れたライプチヒ市でも、今年になってから出生数は急激に減少してきており、また、失業者に占める女性の割合も6割近くに上っていた。

（もとざわ・みよこ 大阪府立大学講師）